



自転車の危険運転の罰則が強化されます

街行く人を見ると電動付自転車の使用率が高いことを感じます。少し離れているところでも、車を使わなくても行ける！となると、便利に使える自転車は身近なものであり、生活の「足」としてなくてはならないものの1つになっていると思います。

そんな身近な自転車ですが、道路交通法では「軽車両」と位置付けられており、取り締まりの対象となります。令和6年5月24日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、自転車の運転中における携帯電話使用等(いわゆる「ながら運転」)及び自転車の酒気帯び運転等の厳罰化が11月1日から施行されることは皆さんも耳にされているかと思います。今まで5万円以下の罰金だったものが、改正後は懲役も含まれるほど厳罰化されます。また酒気帯び運転をほう助(手助け)した者にも罰則が適用されるそうです。こういった危険行為を繰り返し行った者には自転車運転者講習制度の対象にもなるようです。自動車の罰則と同等の内容に驚きますが、それほどに危険な事故につながるということだと感じさせられます。実際、自転車関連の事故は年々増えているようで、ながら運転による死亡・重症事故は今年の上半期だけでも全国で18件も起きており、過去最高だったそうです。

自宅敷地内に置いていた電動付自転車のバッテリーが盗まれるといったニュースも記憶に新しいと思います。弊社でも管理している物件の駐輪場に「固定していた」自転車が盗まれる、という被害が発生しました。罰則も自動車並みですが、「盗難」被害も昨今耳にする自動車窃盗のようになっていると感じます。ルールも保管も気を付けていきたいですね。



営業部 鹿江

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

① 連転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注视する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
【連転中のながらスマホ】

酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対する罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「連転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。
【違反行為】 個別無視、指定場所一時停止、譲歩踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。



ご縁あってこの度お仕事をさせていただきました。

衣食住の一端に携わる事の重さと幸せを大切にしたいと思っています。

皆様を笑顔にするお手伝いができる様 心を尽くします。
よろしくお願ひ致します。

新しい仲間をご紹介します!!

7/1から新たな仲間が加わりました。今回は皆様へご挨拶も兼ねて、ご紹介させていただきます。★

名前

牧之瀬 滋子(マキノセシゲコ)

配属先

営業部

担当業務

賃貸業務(オーナー様、入居者様との関わりは勿論、
物件や物件に関わる方々も大切にしたいです)

血液型

A型

星座

乙女座

出身地

静岡県

好きな食べ物

お寿司・お肉・餃子・小籠包

嫌いな食べ物

ぶによつとするもの

苦手なもの

素早い動きの虫

趣味

ドライブ・食べ歩き・氷活(天然氷のかき氷を求めて並びます)



建設部 坂下

